

久留米市公告第68号

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

久留米市図書館総合管理システム再構築等業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年4月15日

久留米市長

1. 業務の概要

(1) 業務名

久留米市図書館総合管理システム再構築等業務

(2) 業務内容

①久留米市図書館総合管理システム再構築業務

②久留米市図書館総合管理システム賃貸借（保守を含む）

各業務の内容は「令和4年度久留米市図書館総合管理システム再構築等業務調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）のとおり（市ホームページからダウンロード可）

(3) 業務期間

①図書館総合管理システム再構築業務

契約締結日の翌日から令和4年11月30日まで

②図書館総合管理システム賃貸借（保守を含む）

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで（60か月間）

(4) 業務場所

①中央図書館（移動図書館を含む）

②六ツ門図書館

③田主丸図書館

④北野図書館

⑤城島図書館

⑥三潞図書館

⑦耳納市民センター多目的棟図書室

⑧筑邦市民センター多目的棟図書室

⑨子育て交流プラザくるるん図書コーナー

⑩男女平等推進センター図書情報ステーション

2. 提案上限額

記載金額には、消費税および地方消費税を含まない

業務内容（業務名）	提案上限額
① 図書館総合管理システム再構築業務	37,952,500円
② 図書館総合管理システム賃貸借 （保守を含む）	1,705,000円（月額） （60か月総額は102,300,000円）

※ (2)は関連施設の部局毎に本市が指定した割合を設けそれぞれ支払うものとする。

3. 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という）に参加することができるものは、企画提案書の提出締め切り時点において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 提案する図書館システムと同一パッケージが、蔵書数90万冊以上、かつ複数の分館を有する公共図書館で、令和4年3月末時点において3自治体以上稼働中であること。なお、分館とはオンラインで接続されていること。
- ② 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑥ 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内：県税、市税及び国民保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内：県税
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4. 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査およびプレゼンテーションを行い、その内容を久留米市図書館総合管理システム再構築等業務プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5. 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先および問い合わせ先）

〒839-0862 久留米市野中町 970-1

市民文化部 中央図書館（担当 深川、前田）

電話：0942-38-7116 FAX：0942-38-7183

メールアドレス：library@city.kurume.lg.jp

(2) 実施要項等の交付

実施要項、仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

① 交付期間

令和4年4月15日（金）から 令和4年4月26日（火）（月曜日を除く）までの
午前9時30分から午後4時15分まで

② 交付場所

上記5(1)に同じ。（市ホームページでもダウンロード可）

ただし、一部資料については、資料請求申込書（様式第1号）を電子メールに添付して上記5
(1)あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。申込書を確認後、資料を添付して電子メ
ールで返信する。

(3) 現地見学申込の手続き

① 見学期間

令和4年4月19日（火）から令和4年4月21日（木）までの
午前10時30分から午後5時15分まで

② 申込方法

現地見学希望日の前々日14時までに現地見学申込書（様式第2号）を電子メールに添付して
上記5(1)あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。

③ 注意事項

- ア 現地見学の際、図書館来館者の利用の支障にならないよう配慮すること。
- イ 本市の許可なく動画・写真等の撮影は行わないこと。
- ウ 職員は端末の設置場所等の案内以外の対応は行わない。
- エ 質疑が生じた場合は、「質問書（様式第3号）」を使用すること。

(4) 実施要項等に対する質問期限及び回答

① 質問方法

質問書（様式第3号）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡をすること。

② 質問期限

令和4年4月26日（火）16時までに必着

③ 回答方法

令和4年5月10日（火）までに、質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答
する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

(5) 参加申込の手続き

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、関係法令等の各規程を理解した上で、次
の書類を各1部提出すること。なお、オ、カは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに
限る。

- ア 参加申込書（様式第4号）
- イ 参加資格に係る申立書（様式第5号）
- ウ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は
プライバシーマーク登録証の写し
- エ 業務実績等調書（様式第6号）
- オ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

- カ 納税（滞納なし）証明書（下記参照）
- キ 役員等調書及び照会承諾書（様式第7号）
- ク 委任状（様式第8号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
- ケ 使用印鑑届（様式第9号）

※本市の名簿登録者の場合、オ、カ、キ、ク、ケは不要。

[納税等証明書]

参加手続き等権限を委任する場合、所在地区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
		福岡県税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	—

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

② 提出方法及び期限

ア 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること

イ 提出期限

令和4年4月15日（金）から 令和4年4月26日（火）

（月曜日を除く。郵便の場合は消印有効）までの午前9時30分から午後4時15分まで

③ 提出先

上記5(1)に同じ。

(6)資格審査結果通知

参加申し込みを行った事業者に対し、資格審査の結果通知を行う。

通知日 令和4年5月13日（金）【予定】

(7)企画提案書等の提出

①提出書類 副本は会社名および会社のロゴ等を除く。

ア 企画提案書概要（様式第10号）（正1部、副6部）

イ 企画提案書（様式第11号）（正1部、副6部）

ウ 価格提案書（様式第12号） 1部

エ 経歴表（様式第13号）（正1部、副6部）

- オ 機器明細一覧（様式第 14 号）（正 1 部、副 6 部）
 - カ 機能仕様証明書（別紙 1）（正 1 部、副 6 部）
 - キ 調達仕様書で求める ISO の認証証明書（登録証）の写し 1 部
（認証を受けていない場合は提出不要）
 - ク 協力事業者申請書（様式第 15 号） 1 部
（機器のリースや保守などを提案事業者とは別に行う場合は提出すること）
- すべての資料は、電子データを CD-R に格納し 1 枚提出すること。

② 提出方法及び期限

ア 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること

イ 提出期限

令和 4 年 5 月 13 日（金）から令和 4 年 5 月 19 日（木）

（月曜日を除く。郵便の場合は消印有効）までの午前 9 時 30 分から午後 4 時 15 分まで

③ 提出先

上記 5 (1)に同じ。

(8) 企画提案に係るプレゼンテーション

実施日 令和 4 年 5 月 25 日（水）【予定】

（参加者の数によっては実施日、実施内容等を変更することがある。実施日、実施内容も含め、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。）

(9) 審査結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、審査結果を通知する。

(10) 失格となる場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合（軽微なものを除く）

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 機能要件一覧において、必須項目のうち対応できないものがある場合

キ 価格提案書の金額が 3. 提案上限額を超過した場合

6. その他

詳細は、実施要項、調達仕様書等によるため、参加希望者は必ず確認すること。